

平成30年度 法科大学院生も利用可能な学内の経済的支援制度

大学名	名称	対象	人数 又は 割合 (〇/〇)	種類	支給・免除内容	資格・条件			支給・免除 期間		
						成績	家計	その他			
北海道大学	入学料免除	入学者	不定	減免	全額免除・半額免除	○	○	○	経済的理由により困難かつ成績優秀であること	入学時	
	授業料免除	全学生	不定	減免	全額免除・半額免除・1/4額免除	○	○	○	経済的理由により困難かつ成績優秀であること	半期毎決定	
東北大学	入学料免除・徴収猶予	学部入学者・大学院入学者		減免	全額又は半額の免除	○	○	○	入学料免除 ①入学料入学者 ②入学料1年以内に、次のような理由で入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。 学費負担者(入学者本人の学費を主として負担している者が死亡した場合。 学費負担者(入学者本人又は学費負担者が風水害等の災害を受けた場合。 上記①に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合。 ③大学院入学者 ④入学料本人が経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。 ⑤入学料1年以内に、次のような理由で入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。 学費負担者(入学者本人の学費を主として負担している者が死亡した場合。 学費負担者(入学者本人又は学費負担者が風水害等の災害を受けた場合。 上記①に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合。 入学料徴収猶予 ⑥入学料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者。その他やむを得ない事情があると認められる者。		単年
	入学料免除(震災分)	学部入学者・大学院入学者		減免	全額又は半額の免除	○	○	○	以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料免除の支援を行う。 ①災害救助法適用地域に主たる学費負担者が居住し、引当した事業を公的証明書等により証明可能な学生 ②被災生計者(学部学生を除く)は、持ち家の場合のみ対象 ③以下のいずれかに該当する被災世帯を受けた世帯の学生 ○主たる学費負担者が被災した世帯に属している場合 ○主たる学費負担者の居住する世帯が、「全壊」、「大規模半壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能となり、著しい被害を受けた場合 ※被災程度が半壊、一部壊壊の方については、平成28年度より震災時の対象外		単年
	授業料免除(徴収猶予・月割分納)	在学生		減免	全額、半額又は3分の1の額の免除	○	○	○	授業料免除 ①経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業成績が優秀であると認められる者、 その他やむを得ない事情があると認められる者 授業料徴収猶予・月割分納 ②経済的理由により、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者		半期
筑波大学	授業料免除(震災分)	在学生		減免	全額又は半額の免除	○	○	○	以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて授業料免除の支援を行う。 ①災害救助法適用地域に主たる学費負担者が居住し、引当した事業を公的証明書等により証明可能な学生 ②被災生計者(学部学生を除く)は、持ち家の場合のみ対象 ③以下のいずれかに該当する被災世帯を受けた世帯の学生 ○主たる学費負担者が被災した世帯に属している場合 ○主たる学費負担者の居住する世帯が、「全壊」、「大規模半壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能となり、著しい被害を受けた場合 ※被災程度が半壊、一部壊壊の方については、平成28年度より震災時の対象外		半期
	入学料免除	正規生	規定なし	減免	入学料全額又は半額	○	○	○	①経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ②入学料1年以内において、入学者本人の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡し、又は入学者本人又は学費負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者 ③入学料1年以内において、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている者 ④その他、上記②又は③に準ずる特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている者		
	入学料猶予	正規生	規定なし	減免	入学料全額又は半額	○	○	○	①経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ②入学料1年以内において、入学者本人の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡し、又は入学者本人又は学費負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者 ③入学料1年以内において、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている者 ④その他、上記②又は③に準ずる特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている者		延納
授業料免除	正規生	規定なし	減免	前期及び後期それぞれの授業料の全額(半額)1/2	○	○	○	①経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ②授業料の納付の時期前6ヶ月以内において、家計支持者が死亡又は風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者 ③授業料の納付の時期前6ヶ月以内において、家計支持者が病弱等やむを得ない事由により欠陥し、著しく経済的に困難をきたしている者 ④その他特別な事情があると認められる者		半期ごと	
授業料猶予	正規生	規定なし	減免	前期及び後期それぞれの授業料の全額(半額)1/2	○	○	○	①経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ②授業料の納付の時期前6ヶ月以内において、家計支持者が死亡又は風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者 ③授業料の納付の時期前6ヶ月以内において、家計支持者が病弱等やむを得ない事由により欠陥し、著しく経済的に困難をきたしている者 ④その他特別な事情があると認められる者		延納又は分納	
筑波大学学生奨学金制度	正規生	規定なし	減免	20万円(1名につき1回)	○	○	○	主たる学費負担者が死亡又は真にやむを得ない事由で欠陥したことにより家計が著しく減少し、著しく経済的に困難し、学業継続が困難となった学生		1人につき在学中1回	
千葉大学	入学料免除	申請条件に該当する入学者	年度により変動	減免	入学料の半額または全額を免除する	○	○	○	入学料1年以内に、学費負担者が死亡したことにより、入学料の納入が著しく困難であると認められる場合 入学料1年以内に、学費負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難である場合 これに準ずる場合で、相当と認められる理由がある場合 大学院入学の方で、経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合	入学時	
	前期授業料免除	年度により変動	年度により変動	減免	授業料の半額または全額を免除する	○	○	○	①経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②入学料1年以内に、学費負担者が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた場合 ③上記に準ずる場合で、授業料の納入が著しく困難であると認められる場合	前期	
	後期授業料免除	年度により変動	年度により変動	減免	授業料の半額または全額を免除する	○	○	○	①経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②入学料1年以内に、学費負担者が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた場合 ③上記に準ずる場合で、授業料の納入が著しく困難であると認められる場合	後期	
	千葉大学SEEDS基金による奨学金	申請条件に該当する在学生	1名	給付	20万円	○	○	○	経済的に困難かつ勉学に励み、優秀な成績を挙げている学生が経済的な負担を過度に負担することなく勉学できるように奨学金を給付する。	年1回	
東京大学	入学料免除	30年度4月入学者	16	減免	全額免除もしくは半額免除	○	○	○	経済的事由、学業、その他事情	30年度入学料	
	授業料免除(前期)	誰でも申請できる	49	減免	全額免除もしくは半額免除	○	○	○	経済的事由、学業、その他事情	30年度前期分	
	授業料免除(後期)	誰でも申請できる	51	減免	全額免除もしくは半額免除	○	○	○	経済的事由、学業、その他事情	30年度後期分	
一橋大学	入学料免除・徴収猶予	学部生を含む	7/92	減免	全額免除、半額免除、徴収猶予	○	○	○	入学料免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。 一 入学料1年以内に、学費負担者が死亡したことにより、入学料の納入が著しく困難であると認められる場合 二 入学料1年以内に、学費負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難である場合 三 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 四 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 五 大学院に入学する者であって、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀な場合		
	授業料免除・徴収猶予	学部生を含む	27/200	減免	全額免除、半額免除、徴収猶予	○	○	○	授業料免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。 一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 二 二次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合 イ 授業料の各期ごとの納付前6ヶ月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、本人の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた場合 ロ 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 三 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 四 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 五 大学院に入学する者であって、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀な場合		前期
	授業料免除・徴収猶予	学部生を含む	27/195	減免	全額免除、半額免除、徴収猶予	○	○	○	授業料免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。 一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 二 二次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合 イ 授業料の各期ごとの納付前6ヶ月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、本人の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた場合 ロ 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 三 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 四 入学料1年以内に、学費負担者が真にやむを得ない事由により欠陥し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合 五 大学院に入学する者であって、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀な場合		後期
横浜国立大学	春学期授業料免除	全学		減免	授業料全額免除	○			成績優秀	6か月	
	春学期授業料免除	全学		減免	授業料半額免除	○			成績優秀	6か月	
	秋学期授業料免除	全学		減免	授業料全額免除	○			成績優秀	6か月	
	秋学期授業料免除	全学		減免	授業料半額免除	○			成績優秀	6か月	
金沢大学	入学料免除	入学生	申請者で基準を満たすものから若干名を選考	減免	入学料の全額又は半額の免除	○	○	○	本学の定める家計基準及び学力基準のいずれにも該当している者の中から免除実施額の範囲内で選考する	入学時1回	
	授業料免除	在学生	申請者で基準を満たすものから若干名を選考	減免	授業料の全額又は半額の免除	○	○	○	本学の定める家計基準及び学力基準のいずれにも該当している者の中から免除実施額の範囲内で選考する	前期	
	授業料免除	在学生	申請者で基準を満たすものから若干名を選考	減免	授業料の全額又は半額の免除	○	○	○	本学の定める家計基準及び学力基準のいずれにも該当している者の中から免除実施額の範囲内で選考する	後期	
静岡大学	授業料等免除	院生	定員の約10%	減免	授業料(40.2万円)	○	○	○	経済的理由で授業料納付が困難	半期毎 計2回	
	成績優秀者に対する授業料免除	院生	各学年の定員1割以内	減免	授業料(40.2万円)	○			成績優秀者	半期毎 計2回	
名古屋大学	授業料免除(前期)	在学生	法科大学院の授業料収入予定額の12.0%	減免	授業料全額ないし半額免除相当	○	○	○	・優秀者・経済的な理由により授業料の納入が困難な者	前・後期	
	授業料免除(後期)	在学生	法科大学院の授業料収入予定額の12.0%	減免	授業料全額ないし半額免除相当	○	○	○	・優秀者・経済的な理由により授業料の納入が困難な者	前・後期	
	入学料免除	入学生	全学の入学料収入予定額の4%	減免	入学料全額ないし半額免除相当	○	○	○	・優秀者・経済的な理由により授業料の納入が困難な者	入学時	

大学名	名称	対象	人数 又は 割合 (○/○)	種類	支給・免除内容	資格・条件			支給・免除 期間	
						成績	家計	その他		
慶應義塾大学	慶應義塾東日本大震災被災生特別奨励学金	全研究科	定員なし	給付	学費の範囲内		○	○	家計支持者もしくは学費負担者である学生本人が、東日本大震災における災害救助法が適用された地域に居住しており、災害により被災に遭われた方	1年
	川越三田会奨励学金	全研究科	1	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	岐阜県連合三田会奨励学金	全研究科	1	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	京都府連合三田会奨励学金	全研究科	1	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	讃岐三田会奨励学金	全研究科	2	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	新宿三田会奨励学金	全研究科	3	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	仙台三田会奨励学金	全研究科	2	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	名古屋三田会奨励学金	全研究科	10	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	奈良三田会奨励学金	全研究科	1	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	浜松三田会奨励学金	全研究科	2	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	広島府連合三田会奨励学金	全研究科	3	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	不動産三田会奨励学金	全研究科	4	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	八千代三田会奨励学金	全研究科	2	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	留學生		40	給付	500,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	和歌山三田会奨励学金	全研究科	1	給付	100,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
	杉本三田会創立25周年記念奨励学金	全研究科	1	給付	200,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年
杉本三田会の周年記念奨励学金	全研究科	2	給付	200,000	○	○	○	人物・学業成績ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な者	1年	
慶應義塾大学修学支援奨励学金	全研究科	定員なし	給付	学費の範囲内		○		経済的理由により修学が困難な者	1年	
新入生	定員なし	減免	定員なし	減免	授業料の範囲内			激甚災害指定された被災地出身の新入生	1年	
新入生	定員なし	減免	定員なし	減免	入学金相当額		○	激甚災害指定された被災地出身の新入生	1年	
駒澤大学	教育後援会奨励学金(家計)	学部生・大学院生	学部生・大学院生の出願者で、経済的困難度の高い学生から50人	給付	年額20万円	○	○	○	人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生	1年間
	教育後援会奨励学金(留學生)	学部生・大学院生	私費外国人留學生の学部生・大学院生の出願者で、学業成績の高い学生から10人	給付	年額20万円	○	○	○	人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生	1年間
	百周年記念奨励学金	学部生・大学院生	学部生・大学院生の出願者で、経済的困難度の高い学生から50名	給付	月額2万円(総額24万円)	○	○	○	人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生	1年間
	同窓会教育研究活動奨励学金	学部生・大学院生	教育後援会奨励学金(家計)、教育後援会奨励学金(留學生)、百周年記念奨励学金に出願し、不採用の中から10人以内	給付	年額15万円		○		教育後援会奨励学金(家計・留學生)と百周年記念奨励学金に出願し、不採用になった者から経済的困難度の高い順に採用にする。	1年間
	駒澤大学教育ローン	学部生・大学院生	「法科大学院提携ローン」を利用して学費等を納入したものの	給付	初年度分の利子相当額(上限7%)		○		「教育ローン」または「提携ローン」を利用して学費等を納めた場合に、経済的負担を軽減し学業の継続を資する事を目的として利子の一部	融資を受けた初年度
	主たる家計支持者の死亡等により、修学が困難になったもの	学部生・大学院生	主たる家計支持者の死亡等により、修学が困難になったもの	給付	月額5万円(総額30万円)		○		主たる家計支持者の死亡等により、修学が困難になった学生	半年間
上智大学	上智大学大学院新入生奨励学金	新入生	採用者数上限なし	減免	授業料3分の1相当額/授業料半額相当額/授業料相当額	○	○	○	学業良好・経済的理由で就学困難	1年
	上智大学修学奨励奨励学金	学部・大学院正規生	採用者数上限なし	減免	授業料3分の1相当額/授業料半額相当額/授業料相当額	○	○	○	学業良好・経済的理由で就学困難	1年
	上智大学東洋宗奨励学金(フィナンシャルB制度)	法学部・法科大学院生	8名	給付	25,000円の図書カード	○		○	成績優秀で明確な進路目標を持つ者	1年
	上智大学東洋宗奨励学金(フィナンシャルB制度)	法学部・法科大学院生	12名	減免	受講料の一部(27,000円)	○		○	成績優秀で明確な進路目標を持ち、「リーガルライティング講座」を受講する者	1年
大東文化大学	学生災害見舞金	正規学生・院生	10	給付	罹災程度による			○	災害罹災時	・災害罹災時
	特別就学支援金	正規学生・院生	10	給付	500,000円			○	家計維持者もしくは学費支出者の経済的困窮時	・一人につき毎年度1回
日本大学	日本大学古田奨励学金	大学院に在学中の学生	1	給付	20万円	○	○	○	学業成績が優秀で、人物が優れているもの	当該年度のみ
	日本大学ロバート・F・ケネディ奨励学金	大学院に在学中の学生	1	給付	20万円	○	○	○	学業成績が優秀で、人物が優れているもの	当該年度のみ
法政大学	100周年記念大学院特別奨励学金	在學生	1人(大学全体34人)	給付	年額30万円	○	○	○	学業成績・人物ともに極めて優れている者	1年間
	大学院奨励学金	在學生	1人(大学全体111人)	給付	年額20万円	○	○	○	学業成績・人物ともに優れている者	1年間
立教大学	立教大学緊急給付奨励学金	大学院生	応募条件を満たした者	給付	30万円			○	主たる家計支持者の死亡・失業等による家計の急変に伴い、学業継続が困難になった学生に対して支給する。	1年間
	立教大学しょうがいや学業奨励奨励学金	大学院生	応募条件を満たした者	給付	20万円			○	しょうがい、傷病等のある学生の学業を奨励することを目的として支給する奨励学金。	1年間
	立教学院竹田耀三神父奨励金	2年短縮型は2年次生 3年標準型は1・2年次生	応募条件を満たした者	給付	10万円			○	身体にしょうがいのある立教学院の児童・生徒・学生の学校生活の奨励を目的とする。	1年間
早稲田大学	校友会給付奨励学金	全學生	大学院生全体で35名	給付	40万円			○	経済支援が必要な者	1年(単年度)
	小野梓記念奨励学金	全學生	大学院生全体で188名	給付	40万円			○	経済支援が必要な者	1年(単年度)
	本橋金男・登志奨励学金	全學生	大学院生全体で2名	給付	25万円			○	申請時点で1年以内に家計急変があった者	1年(単年度)
	大隈記念奨励学金	全學生	大学院生全体で45名	給付	40万円	○			学業成績が極めて優秀なもの	1年(単年度)
	森正勝奨励学金	全學生	大学院生全体で2名	給付	33万円			○	私費外国人留學生	1年(単年度)
神奈川大学	米田百穂教育奨励学金 神奈川大学修学支援奨励学金	学部生・大学院生	-	給付	一定の成績基準を満たし、留学期間が短縮可能な者 経済的理由により修学が困難な者	○	○			採用年度限り(再出願可)
	一般社団法人神奈川大学宮崎会 大学院給付奨励学金	大学院生	-	給付	神奈川大学を卒業後、本大学院に在学し、学業・人物ともに優れ、将来的志向が明確な者		○			採用年度限り(再出願可)
	神奈川大学奨励奨励学金	学部生・大学院生	-	給付	学業成績を兼ねて、極めて優秀認められる学生	○	○			採用年度限り(再出願可)
関東学院大学	関東学院大学緊急給付奨励学金	1・2・3年	寄付金の金額による	給付	申請する学期の学費全学			○	家計支持者の失業、死亡または災害地震風水害等による家計の急変などにより、学業の継続に支障をきたすもの	1年
	関東学院大学冠奨励学金	1・2・3年	年間12名	給付	年間5～30万円			○	寄付者の申し出にあった者	1年
愛知大学	教育ローン奨励奨励学金	全員		給付	教育ローンの利子相当額(5%を上限とする)保証委託は保証料相当額(10万を上限とする)			○	教育ローンを利用して学費を納入した者	修業年限を上限とする
	(公財)愛知大学教育研究支援財団法科大学院特別奨励学金	全員	4名を限度	給付	年額50万円	○			志望堅実・学業優秀な学生各学年1名程度	
	(公財)愛知大学教育研究支援財団法科大学院入学時給付奨励学金	全員	10名を限度	給付	年額50万円			○	本学(短大・大学院を含む)を卒業(修了)見込み、または、卒業(修了)した者で、本学に入学する者。	

大学名	名称	対象	人数 又は 割合 (○/○)	種類	支給・免除内容	資格・条件			支給・免除 期間
						成績	家計	その他	
中京大学	中京大学緊急支援奨学金	学部生・大学院生	全学で10名以内	給付	学部生50万円/年 院生30万円/年			学費支弁者の失職・破産・会社倒産・行方不明等による家計事情	1年
	中京大学災害支援奨学金	学部生・大学院生	全学で10名	給付	20万円/年		○	学費支弁者が所有する住居の火災や風水害(災害救助法指定地域にのみ)を受けた場合	1年
	中京大学教育資金融資援助	学部生・大学院生	特に制限を設けていない	給付	教育資金融資に別定方法で算定された額/上限200万円/年		○	教育資金融資を利用して学費の全部又は一部を納付し、その融資状況の証明ができる者	1年
南山大学	一科目登録者減免	学部生・大学院生	制限なし	減免	授業料・施設設備費		○	標準修業年限を超えて在学の上、1科目以内の履修登録者	申請学期
	南山大学大学院入学奨学金	大学院生	制限なし	給付	入学金相当額(30万円)		○	本学学部・大学院を卒業・修了または中途退学をした者	入学後
	南山大学随時奨学金	学部生・大学院生	各学期50名以内	貸与(無利子)	授業料・施設設備費	○	○	学業成績が平均水準以上で家計状況が急に悪化した者	申請学期
名城大学	大学院学業優秀奨学金	大学院生	大学院内の各研究科の学生数から授分	給付	年額一律30万円	○	○	大学院生で、学業成績及び人物優秀者	当該年度
	修学援助B奨学金	大学院生	当該者全員	給付	年額一律30万円		○	主たる家計支弁者の死亡、疾病等または、火災、風水害等の被害により家計が急変し、修学の意志があるにもかかわらず経済的に著しく困難となった者。	当該年度
	大規模自然災害経済支援奨学金	出願者、在学学生	当該者全員	給付	授業料・施設費の年額又は1/2額(被災状況による)、入学試験出願者は、入学検定料、入学金の全額		○	災害援助法が適用された(又は外務省による国際緊急援助が行われた)大規模自然災害により家計が急変し、修学が困難になった学生及び入学試験出願者。	災害発生の翌期から1年間
	利子補給奨学金	在学学生	当該者全員	給付	当該年度の学費を限度とする借入額の支払利子に、教育ローン利用者の年収に占むた割合率(50%または100%)		○	経済的な理由により、本学と提携する銀行の教育ローンを利用した者。	当該年度
京都産業大学	校友会奨学金	在学学生	校友会が決定する	給付	校友会が決定する	○	○	人物優秀者で学業成績または体育技能優秀者	当該年度
	京都産業大学大学院貸与奨学金	大学院生	若干名	貸与(無利子)	月額6万円	○	○	経済的理由のため修学、研究が困難で、日本学生支援機構第二種奨学金を申込み、基準を満たしているにも関わらず不採用となった学生	当該年度限り
	京都産業大学大学院特別貸与奨学金	大学院生	若干名	貸与(無利子)	半期学費相当額以内		○	家計支弁者の死亡・失職等またはその他の理由により学費の納入が困難となった学生	1回限り
	京都産業大学教育ローン利子補給奨学金	学部生・大学院生	100名以内	給付	上限5万円		○	金融機関の教育ローンを利用して学費等を納入した学生	当該年度限り
同志社大学	京都産業大学応急育英給付奨学金	学部生・大学院生	対象者全員	給付	半期学費相当額以内	○	○	やむを得ない事情により家計が急変した学生	1回限り
	同志社大学短期貸付金	全学年	人数上限なし	貸与(無利子)	①一般貸付3万円以内 ②特別貸付10万円以内		○	やむを得ない事情で一時的に生活費支弁が困難になった者	随時
関西大学	関西大学短期貸付金	在学学生	人数は実績率照割合は算出不可(申請がある都度審査のうえ決定)	貸与(無利子)	原則30,000円までとし、事情により50,000円まで(1,000円単位)		○	本学大学院に在学する者で、本学の規定する事由に該当し、一時的又は緊急に生活資金の援助を必要とする者	各回
	関西大学グローバル奨学金(奨励)	在学学生	人数は実績率照割合は算出不可(申請がある都度審査のうえ決定)	給付	50,000円(但し、本学の給付する奨学金を得ている者はその差額分)		○	各学部・研究科独自の国際プログラム参加者 等	各回
近畿大学	近畿大学給付奨学金	在学学生	100名程度	給付	年額30万円	○	○	学業成績および世帯の家計支弁者の収入	1年
	近畿大学奨学金	在学学生	480人	貸与(無利子)	年額80万円	○	○	世帯の家計支弁者の収入および学業成績	1年
	近畿大学応急奨学金	在学学生	人数の制限はありません	貸与(無利子)	年額60万円(原則)		○	家計支弁者の死亡等、家計が急変した世帯	1年
	近畿大学災害特別奨学金	在学学生	人数の制限はありません	貸与(無利子)	年額60万円(原則)		○	5年以内に災害に遭い、家計が急変した世帯	1年
	近畿大学厚生資金	在学学生	人数の制限はありません	貸与(無利子)	1回3万円まで		○	大学で登録した保証人の了解を得た人	2ヶ月以内
関西学院大学	利子補給奨学金	在学学生	適格者であれば原則採用	給付	在学する課程におけるローンの当年度利子相当額(本学合格後、ローンの借り入れを止め、入学前までに支払った利子相当額については対象外とする。)		○	大学と提携する金融機関の教育ローンの借り入れを受け、当年度中にその利子を支払ったもののうち一人分の年間総収入が以下の場合を指さない ①給与所得 1,500万円未満 ②給与所得以外:1,000万円未満	1年間(標準修業年数以内)
	関西学院大学大学院緊急時貸与奨学金	大学院生	適格者であれば原則採用	貸与(無利子)	学費全額相当		○	家計事情等やむを得ない理由により学費の支払いが著しく困難な者を対象。原則として日本学生支援機構奨学金を最大限利用していることを条件とする。	在籍期間中、原則1回限り
福岡大学	福岡大学奨学金	1~3年次	若干人	貸与(無利子)	1,050,000円	○	○	成績優秀・経済的困難者	1年間